

議事日程第4号

平成25年9月12日(木)

第1 議案上程(議案第61号から第74号まで及び報告第17号)

質疑、常任委員会付託

第2 予算特別委員会付託

第3 決算特別委員会設置、付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(19人)

1番 三浦桂寿	2番 佐藤誠	3番 畠山富勝
4番 船橋金弘	5番 三浦利通	6番 佐藤巳次郎
8番 中田敏彦	9番 蓬田信昭	10番 安田健次郎
11番 米谷勝	12番 高野寛志	13番 古仲清紀
14番 土井文彦	15番 小松穂積	16番 中田謙三
17番 戸部幸晴	18番 船木正博	19番 笹川圭光
20番 吉田清孝		

欠席議員(1人)

7番 吉田直儀

議会事務局職員出席者

事務局長	杉本光
主席主査	湊智志
主査	杉本一也
主査	武田健一

地方自治法第121条による出席者

市長	渡部 幸男	副市長	伊藤 正孝
教育長	杉本 俊比古	監査委員	湊 忠雄
総務企画部長	山本 春司	市民福祉部長	船木 道晴
産業建設部長	渡辺 敏秀	教育次長	小玉 一克
企業局長	佐藤 稔	総務企画課長	原田 良作
海フェスタ推進室長	加藤 秋男	財政課長	目黒 重光
税務課長	佐藤 盛己	生活環境課長	渡部 源夫
子育て支援課長	天野 綾子	福祉事務所長	鈴木 金誠
農林水産課長	佐藤 喜代長	観光商工課長	松橋 光成
下水道課長	千田 俊彦	若美総合支所長	蓬田 司
病院事務局長	杉山 武	会計管理者	石川 静子
学校教育課長	鈴木 雅彦	生涯学習課長	大坂谷 栄樹
監査事務局長	笹川 貞俊	農委事務局長	中田 和彦
企業局管理課長	安藤 恒昭	選管事務局長	(総務企画課長併任)

午前10時01分 開 議

○議長（吉田清孝君） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

吉田直儀君から欠席の届け出があります。

○議長（吉田清孝君） 本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

日程第1 議案第61号から第74号まで及び報告第17号を一括上程

○議長（吉田清孝君） 日程第1、議案第61号から第74号まで及び報告第17号を一括して議題といたします。

これより議案に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。2番

○2番（佐藤誠君） 一つだけ、通告もしないで申しわけないですけども、男鹿市子ども・子育て会議条例というのが今回つくられるということで議案が出てきていますけれども、これは子ども・子育て支援法にのっとってこういうものを置かなきゃいけないということなんです、今までは必要なかったのか、それとも今だからこれが必要になったのか、そのいきさつといたしますか、その辺のところをちょっと説明お願いしたいと思います。

○議長（吉田清孝君） 船木市民福祉部長

【市民福祉部長 船木道晴君 登壇】

○市民福祉部長（船木道晴君） おはようございます。

それではお答えいたします。

子ども・子育て支援法につきましては、24年8月に公布されております。その法の77条の中で子ども・子育て会議の設置についてうたわれております。その所掌事務といたしましては、特定教育保育施設の利用定員の設定に関する事、特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事、子ども・子育て支援事業計画に関する事等となっております。従前は子ども・子育て会議を設置しなくても大丈夫でございましたが、このたびも任意ではあるわけでございますけれども、いずれ子ども・子育て支援事業計画を策定する段階においては、いろいろ意見を聞かなければならないということで、そのために同法の規定に基づいて子ども・子育て会議をこのたび設

置したいというものであります。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。

○2番（佐藤誠君） いいです。ありがとうございます。

○議長（吉田清孝君） 2番佐藤誠君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。5番三浦利通君

○5番（三浦利通君） 私からも、先ほど佐藤誠議員からの議案第64号の関連でお尋ねしますけれども、先ほど部長からのお答えでは任意であるがこういう条例を制定するということですが、男鹿市としては何をこの条例に求めてやろうとしているのか。今までできなかったことが、こういう条例をつくることによって何らかの具体的なメリットがあるのか、そこら辺をちょっとお聞かせください。

それから、この会議のメンバーそれぞれ構成していくような条例になっておりますけれども、どういうメンバーを予定しているのか、人選等についてどういう配慮をなされているものなのかどうか。

一方では、あくまでもこれは個人的な捉え方ですけれども、余りこういう組織をつくるということは、逆にマイナス面もなきにしもあらずで、事務量等がふえた中で、最後になればこういう会議等から出てくる考え方、意見なり決定事項というのは、何ら当局からすれば、こう言っちゃ何ですけれども、そんなに期待されたものが出てこないというのが往々にして多いような状況もある中で、そこら辺の捉え方というか、いや、そうでないというようなことをどう期待した中でこの条例化をしたのか、そこら辺、部長ちょっとお聞かせください。

○議長（吉田清孝君） 船木市民福祉部長

【市民福祉部長 船木道晴君 登壇】

○市民福祉部長（船木道晴君） お答えいたします。

まず、会議の設置の件でございますが、子ども・子育て支援法におきましては、市町村及び都道府県は条例で定めるところにより、子ども・子育て支援に関する施策の実施状況を調査・審議する等のため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとなっております。国の方では、できるだけ設置するよというよなことで、このたびその規定に基づきまして設置をするというものであります。

それから、委員の構成でございますが、子供の保護者、事業主を代表する方、労働

者を代表する方、それから子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、子ども・子育て支援に関し学識経験のある方、その他市長が必要と認める方の中から委員10人以内で構成するとしております。

それから、会議の役割ですが、国においては既に国の方の会議を設置してございまして、いろいろ議論してございますが、法律上、この子ども・子育て会議の役割というのは、非常に重要性を帯びているというようなこともあります。例えば、この所掌事務の一つであります子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関して必要な事項及び当該施策の実施状況の調査、審議するとございしますが、これは例えば潜在的なものを含め、幼児教育、保育、子育て支援のニーズが適切に把握されているかとか、教育保育施設と地域型保育など施設事業のバランスのあり方、幼児教育、保育の提供体制のあり方や目標、これらを審議していろいろ意見を出していただくということになっております。実際の会議設置後の運用に当たっても、法の趣旨に合うようにしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。5番

○5番（三浦利通君） 部長、今言われたように、当然審議会をつくった中でいろいろな調査なり審議をしていくというような、そういうふうな会議の性格なようですけども、でも考えてみれば日常、子育てに関する部分については、市でも相当力を入れた中で少子化の時代というようなことでやられているはずだと思います。ただ、きのうもおとといもいろいろ議論あったように、日本国中、人口減少というような中で、国でもある意味では、ようやくこういうふうな形を示した中で大変だということ今どんどんやられていると。都市部では施設関係でも待機児童が相当数おった中で四苦八苦しているというような状況。逆にまた、農村部なりうちの方の市では、それなりにそういう施設関係ではきちっとしていると。そういうふうな状況からすれば、あえてこういう審議会等は、どうしても国・県等の絡みの中で設置せざるを得ないというようなことであれば、それは仕方ないんですけども、任意というようなそういう形であれば、むしろ、きのうもあったように仕事の量がふえていって、一部煩わしさも含めて、要は当局のプロの専門の人が、それに携わっている人たちが一番そういう中身については、課題なりそういう対応なりというものは十分承知をしている中で、そういう考え方で、あとは対議会の中でいろんな議論、審議をしながらやっていけば、

それで事足りるんでないかなという、あえて今言ったようなことで、余りこういう審議会行政とかというものは必要ないんでないかなという気がしますけれども、その辺は部長よりも市長あたりに伺わなければいけないということですから、ただそうは言っても、メンバーの中で私から言うと、余りイエスマンをよ、何々の長、何々の代表というような、そういうふうなことでなくて、それなりに言い方あれですけども、自分なりのそういう見識を持ったり、ずけずけと物を言うようなそういう方々を加えれば、それなりにこういう組織会議というのは生きてくるんじゃないかなというような感じがします。従来どおりのイエスマン的な人方を集めるというのは、先ほど言ったように行政事務のむだでしかないんでないかなという気がしますけれども、その部分ちょっと再度部長、人選等についてお聞かせください。

○議長（吉田清孝君） 船木市民福祉部長

【市民福祉部長 船木道晴君 登壇】

○市民福祉部長（船木道晴君） お答えいたします。

まず、会議の設置の件でございますが、これにつきましては、この法の施行によりまして5年を1期とします教育、保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保、その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画ということで、市町村で子ども・子育て支援事業計画を定めることとなっております。この子ども・子育て支援事業計画の策定に当たっては、子ども・子育て会議がある場合はその意見を、その他の場合は子供の保護者、その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聞かなければならないとなっております。必ずしも新たな会議、機関をつくらなくても、既存の会議で兼ねることができるとなっておりますが、この機関につきましては自治法上の機関でなければならないということで、私どもとしては新たに設置するものであります。

それから、メンバーにつきましては、今、三浦議員がおっしゃったことを十分配慮しながら人選に当たってまいりたいと思っております。

○議長（吉田清孝君） さらに質疑ありませんか。

○5番（三浦利通君） 議長、終わります。

○議長（吉田清孝君） 5番三浦利通君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。15番小松穂積君の発言を許します。

○15番（小松穂積君） 私からは議案第61号について、2点ばかりお尋ねしたいと思います。

一つはですね、決算審査書に監査委員から出されております報告の中で、財政力指数が少し悪化傾向にあるというふうなご指摘のようであります。したがって、その部分で24年度の決算において、どういう要因でこういう傾向になったのか、つまり事業が多くなったりすれば、これは起き得るわけではありますが、あわせて経常収支比率も少し悪くなってきているというふうなことでありますので、その要因、それから、それを受けまして25年度はどのような形の、今、予算が執行されてもう半年以上経っているわけでもありますけれども、この後でも結構でありますけれども、どういうことに注意をしてこれを改善なさろうとしているのか、その点でございます。

それから、財政支援団体への監査報告が出ておまして、これは監査委員からお願いしたいのですが、現場の方に行って監査をしております。具体的に言いますと、男鹿市勤労青少年ホーム指定管理の部分、それから男鹿温泉交流会館五風指定管理の件でございます。この二つについては役所の観光商工課で実施し、その翌日に現場の方にも行って監査を実施しております。この中からですね、市は市として指定管理料を定めて支払っているんですけども、現場はもう少しふやしてくれという気持ちがあるのかもしれないけれども、実際に監査の立場、現場の中で使ったものをいろいろ確認をしていくわけではありますが、そこで要望といたしまししょうか、もう少し、少ないとか多い、なぜ少ないとか、なぜ必要なかというふうな意見のやり取りはあったのかどうかですね、その辺をお願いしたいと思います。

○議長（吉田清孝君） 山本総務企画部長

【総務企画部長 山本春司君 登壇】

○総務企画部長（山本春司君） お答えいたします。

私から財政状況、決算の状況についてお答えいたします。

まず、地方公共団体の財政健全化法に基づく財政指標の状況でございますが、実質公債費比率につきましては、24年度の決算で13.8パーセントであります。これは前年度と比較いたしますと0.4ポイント改善されております。

それから、将来負担比率、これについては24年度が135パーセントでありまして、前年度と比較して1.2ポイントの改善となっております。

経常収支比率が24年度93.3パーセントで、23年度が91.8パーセントとなっておりまして、これがちょっと悪化しているという状況でございます。この主な要因でございますけれども、歳出面の方では生活保護費の増とかが大きな要因となっております。また、計算上の分母となります標準財政規模の中に地方税が含まれますが、この中で備蓄の交付金が3億6千万円ほど一挙に減額されておりまして、これが大きな要因となっているものでございます。この後、行政改革の中で事業の見直し等を行いながら財政指数の改善に努めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（吉田清孝君） 湊監査委員

【監査委員 湊忠雄君 登壇】

○監査委員（湊忠雄君） お答えしたいと思います。

財政援助団体につきましては、今回は東北ビルサービスセンターとか実際に赴いて行って監査したわけですが、金額がちょっと少ないと、要望としてはもっとふやしていただきたいという要望とかはありましたけれども、それは当然そこは考慮しますということで、それ以外の要望というものは余りなかったということです。

ただ、資料的に言いまして、例えば契約書の中身が非常にちょっと文言、言葉がちょっとおかしいとかそういうのはあって、そういうのは指摘してはいますが、金額的にはやはり財政状況が厳しいという要望は受けてはいますが、それはまた指定管理は5年とかなりありますから、そこでまた考慮していきたいというふうに答えております。

○議長（吉田清孝君） 再質疑ありませんか。15番

○15番（小松穂積君） ありがとうございます。

前段の方であります。確かにそういう要因は予算のところでもあったし、今部長からお話されたらそうだなというようなことを感じました。

言いたいことはですね、この後この扶助費、生活扶助費の関係については、ますます増大の傾向にあるというふうな認識をしております。一方、またご承知のとおり人口減、あるいは所得の低さと申しまししょうか、全体的なこと税金も当然落ち込んでいく、こういう状況にあるわけですから、公債費比率は下がったということは、これは借金下がったというだけの話でありますので、それとても有益といいまししょうか、

ものすごく効率のいい借り入れであれば、それは充当する、借り入れということはすなわち交付税に算入されてという資金を探しながらという工夫も大事なわけでありませけれども、やはり全体の硬直化ということになっていくと、これ非常に、一般の暮らしの中では市民の皆さんは余り感じないと思うんですけれども、結果、すごい硬くなっちゃうと、昔のようなことになると、やはり行政の信頼性、あるいはまた市民サービスの低下になるというふうなことが心配されますので、その点はとにかく今、部長からもその辺をとということの答弁でもありましたけれども、さらに引き締めてその辺を工夫しながらですね、そして財政の効率運用を図っていただきたいというふうに思うところですので、答弁あればまたお願いしたいと思います。

もう一つ、こちらの監査委員の方、大変どうも御苦労さまでございました。

現場の要求は、お金はいっぱいほしいという話は出たというふうなことでありますが、私どもも多く出せばいいという気持ちもあるわけですが、逆にまたその指定管理のやっぱり優位性、あるいは効率性ということもまた求めていかなければいけないというふうなことになるれば、指定管理の中でもうちょっと多めのものを望むというのであれば、この部分、100万円、あるいは50万円をつけ加えてその部分を補っていただくというふうな新たなそのニーズが出て、それに対応する場合は議会側も当然そのことは考えなければいけないと思うんですが、特別横並びであればこの範囲の中、下がるということはないと思うんですが、事業が縮小されればそれは下がるのかもしれませんが、まず同じような状態であれば、それは従来どおりの予算措置で足りるのかなというふうに思うんですけれども、その辺の新たな事業とかそういうことについては、ほとんどなかったという話でありましたけれども、再度湊監査委員からどうかひとつ確認しておきますので、よろしくお願いします。

○議長（吉田清孝君） 山本総務企画部長

【総務企画部長 山本春司君 登壇】

○総務企画部長（山本春司君） お答えいたします。

今後、歳入の面では市税ですね、これは自主財源でありまして経常的に入ってくるものでございます。新エネルギーの導入等で税収をふやしていくというふうな考え方でおります。

また、歳出の面では、公債費の抑制ということで、現在、行政改革大綱の中で単年

度の市債発行額10億円以内というふうにして抑制しております。これが後々の公債費負担に大きく作用されますので、そういった工夫をしていきたいと思っております。

以上であります。

○議長（吉田清孝君） 湊監査委員

【監査委員 湊忠雄君 登壇】

○監査委員（湊忠雄君） お答えしたいと思います。

例えば、東北ビルサービスセンターですけれども、これはほかの2社、二つの会社と競合といいますか入札みたいな感じでやって、低い方の東北ビルサービスセンターを選択しているということで、非常に何ていいますかね、財政緊縮といいますか、非常にそのちょっと緊縮して、縮んでいる感じがするんですよね。ですから私としては、民間に委託したわけですから、そこである程度の収益を上げれるものであれば拡大して上げて行ってほしいという、そういう要望はしております。ただもらった範囲内でその利益ですか、剰余金を出さないということではなくて、自分たちで事業を展開して行って、儲けるものであれば儲けてもいいんじゃないかなという話はしていますけれども、ちょっと縮んだ感じで事業をしているという感じを受けております。

○議長（吉田清孝君） さらに質疑ありませんか。15番

○15番（小松穂積君） この後特別委員会もあることですので、これでとどめたいと思います。ありがとうございました。

○議長（吉田清孝君） 15番小松穂積君の発言を終結いたします。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

次に、議案第62号から第70号までについては、ご配付いたしております議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第2 予算特別委員会付託

○議長（吉田清孝君） 日程第2、予算特別委員会への付託を議題といたします。

お諮りいたします。議案第71号から第74号までについては、予算特別委員会へ付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって議案第71号から第74号までについては、予算特別委員会へ付託することに決しました。

日程第3 決算特別委員会設置、付託

○議長（吉田清孝君） 日程第3、決算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。議案第61号については、委員会条例第6条の規定に基づき、委員9人をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって本件は、9人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

次に、お諮りいたします。決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定に基づき、当席より指名いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって委員を指名いたします。

三浦桂寿君、畠山富勝君、船橋金弘君、吉田直儀君、蓬田信昭君、安田健次郎君、土井文彦君、中田謙三君、戸部幸晴君、以上9人の諸君を決算特別委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よってただいま指名の諸君は、決算特別委員会の委員に選任されました。

なお、決算特別委員会は、9月17日、午前10時より議事堂に招集いたします。以上、告知いたします。

○議長（吉田清孝君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

休会の件

○議長（吉田清孝君） お諮りいたします。明日13日から25日までは議事の都合により休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉田清孝君） ご異議なしと認めます。よって、明日13日から25日までは議事の都合により休会とし、9月26日、午後2時より本会議を再開し、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前10時29分 散 会

議案付託一覧表

総務委員会

- 議案第 6 2 号 男鹿市市税条例及び男鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
について
- 議案第 6 3 号 男鹿市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収等に関する条例の一部
を改正する条例について

教育厚生委員会

- 議案第 6 4 号 男鹿市子ども・子育て会議条例の制定について
- 議案第 6 5 号 男鹿市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 6 号 男鹿市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

産業建設委員会

- 議案第 6 7 号 男鹿都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条
例について
- 議案第 6 8 号 男鹿市若美地区特定環境保全公共下水道事業受益者分担金に関する条
例の一部を改正する条例について
- 議案第 6 9 号 男鹿市若美地区漁業集落排水事業受益者分担金徴収条例の一部を改正
する条例について
- 議案第 7 0 号 下水道事業等の地方公営企業法適用に係る関係条例の一部を改正する
条例について

予算特別委員会

- 議案第 7 1 号 平成 2 5 年度男鹿市一般会計補正予算（第 4 号）について
- 議案第 7 2 号 平成 2 5 年度男鹿市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につい
て
- 議案第 7 3 号 平成 2 5 年度男鹿市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について

議案第 7 4 号 平成 2 5 年度男鹿市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について

決算特別委員会

議案第 6 1 号 平成 2 4 年度男鹿市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定について